に、「第六項」と、第六項」を「第七項」と、第三項中「当該選挙長」とあるのは「合同選挙区都道府県の選挙管理委員会」と、「第一項」とあるのは「第七項」と、第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第六項まで」を「第七項まで」に、「第六項」と、第五項」を「第七項」と、第三項中「当該選挙長」とあるのは「都道府県の選挙管理委員会」と、「第一項」とあるのは「第七項」と、第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第四項」を「第五項」に、「第六項」を「第七項」と、第三項中「当該選挙長」とあるのは「都道府県の選挙管理委員会」と、「第一項」とあるのは「第七項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「においては」を「には」に改め、「市町村の選挙管理委員会」の下に「（指定都市においては、市の選挙管理委員会を経て区の選挙管理委員会）」を加え、「数町村の区域を区域とする開票区」を「数市町村合同開票区」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「場合においては」を「場合には」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「場合においては」を「場合には」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　衆議院小選挙区選出議員の選挙において、指定都市の選挙管理委員会は、当該選挙長から第一項の規定による通知を受けた場合には、直ちにその旨を数区合同開票区の開票管理者に通知しなければならない。

第九十九条第一項中「によつて」を「により」に、「場合においては」を「場合には」に、「数町村の区域を区域とする開票区」を「都道府県の選挙における関係のある数市町村合同開票区」に改め、「に、」の下に「その旨を」を加え、同条第二項中「前項の」の下に「規定による」を加え、「場合においては」を「場合には」に、「数町村の区域を区域とする開票区」を「数市町村合同開票区又は数区合同開票区」に改め、同条に次の一項を加える。

3　指定都市の選挙管理委員会は、都道府県の選挙管理委員会から第一項の規定による通知を受けた場合には、直ちにその旨を関係のある数区合同開票区の開票管理者に通知しなければならない。

第百条第一項中「数町村の区域を区域とする開票区」を「関係のある数市町村合同開票区」に改め、同条第二項中「市町村の選挙管理委員会」の下に「（指定都市においては、区の選挙管理委員会）」を、「前項の」の下に「規定による」を加え、「数町村の区域を区域とする開票区」を「数市町村合同開票区又は数区合同開票区」に改め、同項ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

3　指定都市の選挙管理委員会は、都道府県の選挙管理委員会から第一項の規定による通知を受けた場合には、直ちにその旨を関係のある数区合同開票区の開票管理者に通知しなければならない。

第百一条第二項中「数町村の区域を区域とする開票区」を「関係のある数市町村合同開票区」に改め、同条第三項中「市町村の選挙管理委員会」の下に「（指定都市においては、区の選挙管理委員会）」を、「その旨を」の下に「関係のある」を加え、「数町村の区域を区域とする開票区」を「数市町村合同開票区又は数区合同開票区」に改め、同項ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

4　指定都市の選挙管理委員会は、都道府県の選挙管理委員会から第二項の規定による通知を受けた場合には、直ちにその旨を関係のある数区合同開票区の開票管理者に通知しなければならない。

第百二十六条の見出しを「数市町村合同開票区を設けた場合等の氏名等の掲示の順序」に改め、同条中「法第十八条第二項の規定によつて数町村の区域を合わせて一開票区を設けた場合においては、」を「数市町村合同開票区に属する投票区の投票所に係る」に改め、「による」の下に「衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙の」を加え、「関係町村」を「関係市町村」に改め、「あらかじめ」を削り、「町村の選挙管理委員会がこれを」を「市町村の選挙管理委員会（関係市町村に指定都市が含まれる場合には、当該指定都市以外の関係市町村の選挙管理委員会又は当該指定都市の関係区の選挙管理委員会）が」に、「においては、都道府県」を「には、都道府県」に改め、同条に次の一項を加える。

2　数区合同開票区に属する投票区の投票所に係る法第百七十五条第三項の規定による衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙の公職の候補者の氏名及び党派別の掲示の掲載の順序のくじは、指定都市の選挙管理委員会が指定した区の選挙管理委員会が行う。

第百四十一条の三第一項中「第二条」を「第二条第一項及び第二項」に、「及び第百四十四条」を「並びに第百四十四条」に改め、同条第二項中「第九十二条」を「第十条の二第一項、第二項及び第五項、第十九条第四項、第二十六条の四、第四十六条第一項、第二項及び第四項、第四十八条第一項、第二項及び第四項、第四十九条第一項から第三項まで、第五項、第六項及び第八項、第四十九条の十二第一項から第三項まで、第五項、第六項及び第八項、第六十六条第一項、第六十七条第二項及び第四項、第七十条の三第一項から第四項まで、第七十七条第二項、第七十八条第一項、第二項及び第四項、第九十二条第一項、第二項及び第五項から第七項まで、第九十九条第一項及び第二項、第百条第一項及び第二項、第百一条第二項及び第三項」に、「及び第百二十五条」を「、第百二十五条、第百二十六条第一項、第百二十九条の五第二項並びに第百三十一条第一項」に改める。

別表第三鹿児島県の項中「第五区」を「第四区」に改める。

別表第五衆議院小選挙区選出議員の選挙区の項中「鹿児島県第五区」を「鹿児島県第四区」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十九号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

（適用区分）

第二条　この政令による改正後の公職選挙法施行令（次項において「新令」という。）第二条第一項、別表第三及び別表第五の規定は、この政令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙及び施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙については、なお従前の例による。

2　新令の規定（新令第二条第一項、別表第三及び別表第五の規定を除く。）、次条の規定による改正後の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の規定、附則第四条の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）第十一条の規定、附則第五条の規定による改正後の漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条及び第二十三条の規定、附則第六条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）第二十一条第一項及び第二十二条の規定、附則第七条の規定による改正後の日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十五号）の規定並びに附則第八条の規定による改正後の大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十二号）第七条第一項及び第八条の規定は、施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙、投票又は審査について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙、投票又は審査については、なお従前の例による。

（地方自治法施行令の一部改正）

第三条　地方自治法施行令の一部を次のように改正する。

第百六条、第百十四条及び第百十七条中「第四十八条第一項及び第二項」を「第四十八条第一項から第四項まで」に、「第四項まで」を「第六項まで」に、「第七十八条第一項及び第二項」を「第七十八条第一項から第四項まで」に改める。

第百八十二条第一項中「選挙管理委員会」の下に「（指定都市においては、区（総合区を含む。第三項において同じ。）の選挙管理委員会）」を加え、同条第二項中「これを」を「ついて」に改め、同項ただし書中「但し」を「この場合において、同項中」に改め、「の選挙管理委員会」の下に「（指定都市においては、区（総合区を含む。第三項において同じ。）の選挙管理委員会）」を加え、「、「当該」を「「当該」に改め、「管理する選挙管理委員会」と」の下に「、「開票区ごとに三人」とあるのは「三人」と、「開票管理者」とあるのは「選挙長」と」を加え、同条第三項中「、指定都市にあつては区及び総合区の選挙管理委員会」を削り、「数町村の区域を合わせて開票区が設けられた場合には関係市町